

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例

【適用要件】

- 1) 新規立地の場合
 - ・投下資本額が3億円以上であること(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)
 - ・平成31年3月31日までに土地を取得又は賃借し、平成33年3月31日までに操業すること
 - ・対象地域は東名秦野テクノパーク、または工業専用地域
- 2) 施設再整備の場合
 - ・投下資本額が3億円以上であること(中小企業は1億5,000万円以上)
 - ・平成31年3月31日までに施設再整備に着手し、かつ平成33年3月31日までに操業すること
 - ・対象地域は東名秦野テクノパーク、工業専用地域および工業地域
- 3) 業種
 - ・東名秦野テクノパークは研究開発型の産業施設または情報通信関連産業
 - ・工業専用地域および工業地域は製造業または情報通信業

1. 固定資産税・都市計画税の4年間課税免除

【支援内容】

事業を開始した年の翌年度以降4年度分の固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税を課税免除

【その他の要件】

- ・課税免除については1企業1回限り
- ・土地を借りて事業を開始する場合でも家屋及び償却資産については課税免除の対象

2. 雇用促進奨励金交付

【適用要件】

新規に秦野市に住所を有する者を10人以上(中小企業にあっては5人以上)雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限り)し、かつ1年以上継続して雇用

【支援内容】

- ・1人に付き30万円を交付
- ・1企業1回限り、600万円を限度

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例)

秦野市では、平成29年4月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域、準工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上
準工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	20%以上

問合せ

秦野市環境産業部産業政策課 (0463)82-9646